

事務事業名 意思疎通支援事業

出力日：令和08年03月16日

キーコード：225

施策：	15	障がい者福祉の充実	財務コード	01030105-13-179
基本事業：	02	地域生活支援の基盤づくり	担当部	健康福祉部
基本事業の成果指標	地域生活支援事業により生活改善されている障がい者等の延べ人数 自立支援医療（精神・更生・育成）による助成を受け、経済的負担が軽減されている障がい者等の人数		担当課	生活福祉課
			担当係	障がい者福祉担当



事務事業が貢献すべき成果

計画年度	平成11年度 ~		新規・継続	継続	会計区分	一般会計	実施計画			
1. 対象（誰、何に対して事業を行うのか）			2. 手段（事務事業の内容、やり方、手順）							
聴覚、言語機能、音声機能の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者			1 専任手話通訳者設置（2名） 市役所での各種申請手続きや相談等における意思疎通のための手話通訳や、登録手話通訳者の派遣調整を主たる業務として、専任手話通訳者2名を生活福祉課に配置。 2 登録手話通訳者派遣（21名） 利用登録者から生活福祉課へFAX等による派遣依頼を受け、専任手話通訳者が派遣調整を行い、登録手話通訳者（筑紫野市手話の会）を病院・学校・家庭・職場・市役所等へ派遣。 3 手話奉仕員養成講座開催 手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙や手話表現の技術を習得した手話奉仕員を養成するための講座を実施。 4 聴覚障害者相談員設置 毎月第1・3月曜日に聴覚に障がいを持つ相談員が、手話を用いて聴覚障がい者からの相談を受付。							
3. 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）			3. 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）							
聴覚障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図り、聴覚障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにする。										
4. 成果（簡易評価は未記入）										
成果指標名称		単位	05年度 実績	06年度 実績	07年度 当初	08年度 要求	09年度 計画	10年度 計画	目標	
手話通訳者派遣回数		回	302	496	480	480			480	
手話奉仕員養成講座を受講した後、活動している人数		人	8	11	5	5			5	
5. コスト										
事業費		計	千円	4,340	8,629	9,147	9,606			
		国	千円	1,334	1,917	3,003	2,710			
		県	千円	667	958	1,501	1,355			
		地方債	千円	0	0	0	0			
		その他	千円	0	0	0	0			
一般	千円	2,339	5,754	4,643	5,541					
正職員人工数		人工	0.2	0.2	0.2					
正職員人件費		千円	1,563	1,605	1,676					
トータルコスト(事業費+正職員人件費)		千円	5,903	10,234	10,823	9,606				
6. 成果状況及びコメント（簡易評価は未記入）										
あがっている どちらかといえばあがっている あがっていない（停滞・低下）		令和5年度は手話通訳者の派遣回数は減少した（週2回利用していた方の利用が減ったため）が、令和6年度については、介護（入浴、リハビリ）での派遣依頼が増えたため派遣回数が増加した。言語聴覚障がい者にとって、他者との意思疎通を図る場合になくしてはならない事業である。 市主催の手話奉仕員養成講座について、日中活動ができる手話通訳者の養成のため、令和4年度から昼間開催とした。								
7. 評価及びコメント（簡易評価は未記入）										
対象動向	維持	類似事業	なし	手話奉仕員養成研修並びに専門性の高い意思疎通支援を実施するため、養成カリキュラム及び学習指導要領が新たに定められ、令和7年度から新カリキュラムでの手話奉仕員養成研修を行っていく。						
手段効率化余地	なし	コスト削減余地	なし							
公的関与	妥当性がある	受益者負担	余地なし							
上位貢献度	影響度は大	業務推進課題	なし							
成果向上余地	中程度									
8. 改善改革案（簡易評価は必要な場合のみ記入）						改善方向性	維持	見直し	廃止	事業終了
改革案/期待する成果/必要性/推進スケジュール/必要な費用（維持/事業終了の場合は記入する必要なし）										
事業開始背景及び現在の環境変化（市民・議会等の要望）						備考・特記事項 or 進行管理欄				
平成11年10月から登録手話通訳者派遣事業を実施。平成13年度からは市役所での手話通訳や、登録手話通訳者の派遣調整を行う専任手話通訳者を生活福祉課に配置した。平成18年度の障害者自立支援法の施行により、地域生活支援事業の市町村必須事業である意思疎通支援事業へと移行した。						障害者差別解消法が平成28年4月1日施行された。福岡県手話言語条例が令和5年4月1日に施行された。				